

広報

あしあ

Garden City Ashiya



6月は「環境月間」です  
環境特集号

臨時号

平成23年  
(2011年)

6月1日発行

●発行/芦屋市役所

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

●問い合わせ

環境衛生 環境課 ☎38-2050  
環境保全 " ☎38-2051

ごみの収集 環境処理センター収集担当 ☎22-2155  
粗大ごみ受付 " 予約センター ☎22-2166  
ごみの焼却・処分・持ち込み・リサイクル/パイプライン 環境処理センター施設担当 ☎32-5391



初夏の芦屋川(業平橋より)

清潔で安全かつ快適なまちを目指して

## 「市民マナー条例」が改正されました

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

市では、市民マナー条例の改正を行い、本年6月1日から、新たに「喫煙禁止区域の追加指定」「芦屋川流域等でのバーベキュー等の禁止」「芦屋キャナルパークでのプレジャーボート等の航行規制」の3項目を加え、市民の皆さんとともに、さらに美しく清潔なまちづくりを推進していくことうとしています。現在ある美しい芦屋の景観をともに守り、また未来へと引き継いでいくためにも、市民の皆さんの一層のご理解・ご協力をお願いします。

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例  
(通称:「市民マナー条例」)

### 《改正点》

#### 【条例改正後の禁止事項】

##### ■市内全域の公共の場所等

- 歩行中や自転車に乗車中の喫煙
- たばこの吸殻や空き缶などの投げ捨て
- 飼い犬の放し飼いやふんの放置
- 夜間(午後9時~午前6時)の花火
- 落書き(個人所有の建築物等も含む)

##### ■特定の場所

- 市内4駅周辺の喫煙禁止区域における、喫煙指定場所以外での喫煙
- 花火禁止区域(潮芦屋ビーチ周辺)での花火
- 芦屋川流域とキャナルパーク護岸でのバーベキュー等
- キャナルパーク水路での、プレジャーボート等の航行(午後6時~午前8時)

これまで市では、市民の皆さんの安全や快適な生活環境を守るため、平成十九年に条例を制定。歩行喫煙・たばこの吸い殻や空き缶等の投げ捨て・飼い犬のふんの放置・夜間花火・落書き等の禁止を定め、また平成二十一年に潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁煙するなどの改正をしてきました。これまで市では、市民の皆さんの安全や快適な生活環境を守るため、平成十九年に条例を制定。歩行喫煙・たばこの吸い殻や空き缶等の投げ捨て・飼い犬のふんの放置・夜間花火・落書き等の禁止を定め、また平成二十一年に潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁煙するなどの改正をしてきました。これまで市では、市民の皆さんの安全や快適な生活環境を守るため、平成十九年に条例を制定。歩行喫煙・たばこの吸い殻や空き缶等の投げ捨て・飼い犬のふんの放置・夜間花火・落書き等の禁止を定め、また平成二十一年に潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁煙するなどの改正をしてきました。これまで市では、市民の皆さんの安全や快適な生活環境を守るため、平成十九年に条例を制定。歩行喫煙・たばこの吸い殻や空き缶等の投げ捨て・飼い犬のふんの放置・夜間花火・落書き等の禁止を定め、また平成二十一年に潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁煙するなどの改正をしてきました。これまで市では、市民の皆さんの安全や快適な生活環境を守るため、平成十九年に条例を制定。歩行喫煙・たばこの吸い殻や空き缶等の投げ捨て・飼い犬のふんの放置・夜間花火・落書き等の禁止を定め、また平成二十一年に潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁煙するなどの改正をしてきました。

#### ■「市民マナー条例」と関連条例の変遷

平成9年 10月1日	【「ポイ捨て禁止条例」施行】 「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例」(平成9年芦屋市条例第25号)施行。 空き缶等の投げ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定める。
平成19年 6月1日	【「ポイ捨て禁止条例」廃止】 「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例」(平成9年芦屋市条例第25号)を廃止し、「市民マナー条例」へ移行。
平成19年 6月1日	【「市民マナー条例」施行】 「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称:「市民マナー条例」)を制定。
平成21年 7月1日	【「市民マナー条例」改正】 皆さんのが意見を受け、潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁止とする改正を行う。
平成22年 11月11日 ~12月10日	皆さんの意見を受け、条例改正に向け「芦屋川流域及びキャナルパーク周辺でのバーベキューの禁止」・「キャナルパーク水路での指定された時間におけるプレジャーボート等の航行禁止」を規定する改正案をまとめ、市民の皆さんから意見を募集。
《意見募集》	■意見を寄せられた人数 782人 ■意見の件数 817件
平成23年 3月1日	【意見の内訳】 ・バーベキュー禁止関連(35件) 賛同意見27件/反対意見6件/その他2件 ・プレジャーボート航行禁止関連(192件) 賛同意見93件/反対意見3件/より厳しい規制を求める意見94件/その他2件 ・両方関連意見(575件) 賛同意見572件/反対意見2件/その他1件
《意見結果の概要》	
平成23年 6月1日	【「市民マナー条例」改正施行】 「芦屋川流域等でのバーベキュー等禁止」・「キャナルパークでのプレジャーボート等航行規制」・「喫煙禁止区域の追加指定」について条例を改正し、6月1日施行。

「目的」第1条  
この条例は、本市が国際文化住宅都市として良好な住環境を有していることから、市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。  
市長は、バーベキュー等を目的とする区域を、バーベキュー等禁止区域とする場合、市長は、必要があると認めるときは、バーベキュー等禁止区域を変更し、又は、バーベキュー等禁止区域を解除することができる。  
2 市長は、必要があると認めるときは、バーベキュー等を解除することができる。  
3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項のバーベキュー等禁止区域の指定、変更及び指定の解除について準用する。  
その指定を解除することができるときは、バーベキュー等を解除することができる。  
2 市長は、必要があると認めるときは、バーベキュー等禁止区域を変更し、又は、バーベキュー等禁止区域を解除することができる。  
3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項のプレジャーボート等航行禁止区域における、プレジャーボート等航行を禁止する区域の指定、変更及び指定の解除並びにプレジャーボート等航行禁止区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間の指定及び変更について準用する。



「市民マナー条例」条文の「二二」が変わりました